

出席停止について

下記の病気は、学校保健安全法施行規則第 19 条によって、他の生徒に感染するおそれのある間は登校できないことになっています。医師から登校の許可が出ましたら下記の登校許可届をご提出ください。なお医師の記入は有料となる場合がありますので、保護者の記入でも構いません。

◎ 学校感染症と出席停止

	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールベルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	風疹（はしか）	発疹が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	水ぼうそう	すべての発疹がか皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失後 2 日を経過するまで
第 3 種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他感染症とは、学校での流行を防ぐ為に必要と考えられる際に、校長が学校医の意見を聞き第 3 種の感染症として措置をとることができる疾患。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u> （溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など）	

※通常、出席停止措置が必要ない感染症の例は、アタマジラミ、水いぼ、とびひです。（H 2 5 . 1 . 8 から施行）

※完全に治癒するまで、ご家庭で十分に休養をとられるようにお願いします。

----- き り と り -----

学校長殿

登校許可書

() 部 () 科 年 氏名 _____

保護者名 _____

病名 _____

出席停止期間 平成 年 月 日 より 月 日まで

病院名 _____

医師名 _____